

平成24年6月8日

平成24年第2回岬町議会定例会

第2日会議録

平成24年第2回(6月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成24年6月8日(金)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	出 口 実	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	竹 原 伸 晃	9番	田 島 乾 正	10番	中 原 晶
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	和 田 勝 弘
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長	中 口 守 可	まちづくり戦略室理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長	笠 間 光 弘	総 務 部 理 事 兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
まちづくり戦略室長	南 康 明	財政改革部理事兼行革推進課長	四 至 本 直 秀
総 務 部 長 兼 財政改革部長	白 井 保 二	都市整備部理事	梶 本 光 廣
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	都市整備部理事兼二国推進課長	吉 田 一 人
都市整備部長	末 原 光 喜	教育委員会事務局理事兼文化センター所長兼青少年センター所長	一 本 稔 明

教育次長	古谷 清	まちづくり戦略室副 理事兼企画地域再生 担当課長（企画担当）	早野 清隆
水道事業理事	岡本 茂	まちづくり戦略室副 理事兼企画地域再生 担当課長（企業誘致担当）	西 啓介
危機管理監	谷下 泰久	財政課長	相馬 進祐
		住民生活課長	波戸元 雅一

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 大山 鐵男 議会事務局主幹 増田 明

議事日程

日程1	議案第32号	専決処分の承認を求める件 （平成23年度岬町一般会計補正予算（第6次））
日程2	議案第33号	専決処分の承認を求める件 （平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次））
日程3	議案第34号	専決処分の承認を求める件 （平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））
日程4	議案第35号	専決処分の承認を求める件 （平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次））
日程5	議案第36号	専決処分の承認を求める件 （平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次））
日程6	議案第37号	専決処分の承認を求める件 （平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次））
日程7	議員提出 議案第1号	岬町議会委員会条例の一部を改正する件
日程8	議案第38号	平成24年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件

- 日程9 議案第39号 平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件
- 日程10 議案第40号 平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件
- 日程11 議案第41号 泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件
- 日程12 議案第42号 阪南岬消防組合規約の変更に関する協議の件
- 日程13 議案第43号 岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定する件
- 日程14 議案第44号 岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を制定する件
- 日程15 議案第45号 外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件
- 日程16 議案第46号 岬町手数料条例の一部を改正する件
- 日程17 議案第47号 岬町多奈川地区財産区管理委員の選任について同意を求める件
- 日程18 報告第2号 平成23年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

(午前10時00分 開会)

○田島乾正議長 皆さんおはようございます。ただいまから平成24年第2回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時です。本日の出席議員は14名です。欠席者数はゼロです。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きますが、まずお諮りします。今現在、議場の温度は27.8度であります。慎重審議をする上で余り健康上好ましくなかったらぐあいが悪いので、ひとつ温度について調整をさせていただいてよろしいですか。

ありがとうございます。それでは事務局のほうで温度調整のほうを後刻していただきます。

○田島乾正議長 日程1、議案第32号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町一般会計補正予算（第6次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程1、議案第32号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町一般会計補正予算（第6次））につきましてご説明いたします。

平成23年度一般会計決算見込みにおきまして、不用額及び大阪府市町村振興補助金等特定財源の確定に伴う財源更正並びに地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月30日付で専決処分したものでございます。

補正予算の内容の説明の前に平成23年度一般会計の決算見込みにつきましてご説明させていただきます。

我が国の経済は、東日本大震災からの復興需要などにより、足元の景気は幾分改善の兆しが見えるものの、ヨーロッパにおけます通貨などの信用不安に起因する円高・株安に加えて、これまで我が国の輸出を牽引しておりました中国など一部の新興国の経済成長に陰りがあらわれるなど、今後の景気の先行きに対する懸念材料となっております。さらに今年の夏に予想される電力不足の対応次第によっては、住民生活や企業の生産活動に大きな支障が生じることが予想され、地域経済にも大きな影響が及ぶものと懸念されるところでございます。

次に本町に目を向けますと、平成23年度においては、地価の下落や少子高齢化の進展に伴う

福祉・医療関係経費の増加に加え、公債費が引き続き高止まりする状況の中での厳しい財政運営が懸念されておりました。特に、先の大震災に係る被災自治体に対する特別交付税の優先配分による影響も懸念されましたが、前年度とほぼ同額の特別交付税が確保されたことなどに加え、改革の初年度となります第2次集中改革プランに基づく行財政改革の取り組みなどの財政効果額などにより実質収支は昨年度と同様に黒字決算となる見込みです。また決算上生じた剰余金につきましては、今後の財政運営に資するため財政調整基金に積み立てを行うことを予定いたしております。

このように平成23年度においては東日本大震災に係る震災復興関連事業が最優先となり、被災を免れた本町では特別交付税の減額や国の各種補助金及び交付金制度などへの影響が懸念されましたが、結果的には大きな影響を受けることがない決算見込みを予定いたしております。

しかし、本町の財政は依然として厳しい財政運営を余儀なくされていることには変わりはありません。今後とも行財政改革を積極的に推進していくことが急務となっております。なお、このような決算の詳細につきましては、決算認定に係る議案上程時に改めて詳しくご説明申し上げます。

それでは歳出補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

平成23年度一般会計補正予算（第6次）につきましては、特定財源の確保に伴う財源更正及び歳出不用額の調整に加えて、今後の財政運営に資するために財政調整基金等の積み立てを行う内容となっております。

議案書1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,011万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,665万3,000円とするものでございます。2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお詳細につきましては11ページから17ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず町税につきましては、決算見込み等を踏まえまして9,370万円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、町民税の個人所得割3,200万円、法人税割3,900万円、町たばこ税2,260万円をそれぞれ増額計上するものでございます。

次に地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税につきましては、それぞれ交付決定に伴いまして合計で1億1,298万2,000円を増額計上いたしております。

3ページをご参照願います。分担金及び負担金につきましては、弥勒農道改良事業に係る不用

額といたしまして農業施設改良事業分担金17万8,000円を減額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、交付決定に伴い161万6,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金41万4,000円、社会資本整備総合交付金が全体で120万2,000円をそれぞれ減額計上いたしております。なお社会資本整備総合交付金の内訳といたしましては、公営住宅等長寿命化計画策定などに要する経費に対する交付金94万円を増額計上する一方で、既存民間建築物耐震診断等に要する経費に対する交付金38万8,000円、町道岬海岸番川線整備などに要する経費に対する交付金175万4,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

府支出金につきましては、交付決定に伴い6,125万5,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府市町村振興補助金3,080万円のほか、大阪版地方分権推進制度に基づく移譲事務交付金3,371万7,000円をそれぞれ増額計上するものでございます。

次に財産収入につきましては、各種基金に係る預金利子42万3,000円及び株式会社ジェイコムウエスト利益配当金3万6,000円をそれぞれ増額計上するものです。合計で45万9,000円を計上いたしております。次に寄附金につきましては個人や団体からいただきました岬ゆめ・みらい寄附金14万6,000円を増額計上いたしております。

4ページをご参照願います。繰入金につきましては1億6,435万6,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、決算見込みを踏まえ当初予算及び補正予算編成に際しまして、これまで必要な財源として計上しておりました財政調整基金繰入金1億5,860万2,000円を減額計上することにより、この財政調整基金からの繰入をゼロといたしております。また深日財産区特別会計繰入金につきましては同会計の決算見込みを踏まえまして518万8,000円を減額計上するものでございます。

諸収入につきましては6,088万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、町道岬海岸番川線におきまして平成22年に発生いたしました大規模な土砂崩れに対する復旧事業負担金4,964万円を増額計上する一方、土砂採取跡地整備受託事業におきましては、事業費の決定に伴いまして1億771万1,000円を減額計上するものでございます。

町債につきましては、繰入金の借入額の決定に伴い2,140万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、多奈川小学校の空き教室を活用した多奈川保育所の整備に係る保育所整備事業債1,310万円、町道岬海岸番川線及び町道西畑線に係る町道整備事業債3,

270万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。5ページをご参照願います。なお詳細につきましては、18ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては1,626万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、住民情報システムリース料995万2,000円、大阪府知事選挙の執行に伴う経費が合計で308万6,000円をそれぞれ不用額の調整として減額計上するものでございます。

民生費につきましては、不用額の調整といたしまして社会福祉協議会補助金100万円、多奈川小学校保育所併設工事1,814万9,000円をそれぞれ減額計上するもので、合計で1,914万9,000円を減額計上いたしております。

衛生費につきましては108万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、合併処理浄化槽設置補助金95万4,000円、大阪府立大学との包括連携に伴い実施する食育事業に係る普通旅費12万6,000円をそれぞれ不用額の調整として減額計上するものでございます。

農林水産業費につきましては195万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、南條下池改修に係る大阪府土地改良事業特別賦課金58万2,000円、漁業集落排水事業特別会計繰出金102万2,000円をそれぞれ不用額の調整として減額計上するものでございます。

商工費につきましては、不用額の調整といたしまして淡輪海水浴場開設使用料15万円を減額計上いたしております。

土木費につきましては1億3,644万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、土砂採取跡地整備工事1億656万円、町道西畑線道路改良工事及び町道岬海岸番川線道路改良工事、合計で938万8,000円をそれぞれ不用額の調整として減額計上いたしております。

6ページをご参照ください。次に消防費につきましては、不用額の調整といたしまして阪南岬消防組合負担金546万5,000円、消防ポンプ自動車購入費145万7,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

公債費につきましては一時借入金の不用額376万3,000円を減額計上いたしております。

諸支出金につきましては2億583万9,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、決算上の歳計剰余金を今後の財政運営に資するため財政調整基金に、また歳入

予算で計上しております岬ゆめ・みらい寄附金を積み立てるほか、基金、預金利子を各種基金にそれぞれ積み立てを行うものでございます。

続いて7ページをごらんください。7ページの第2表地方債補正をごらんいただきます。地方債借入額の決定に伴い河川水路改修事業を新たに追加するとともに、消防施設整備事業ほか2事業につきましては、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。なお起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんとおりとなっております。以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 11ページのたばこ税ですけど、このたばこ税はたばこも値上がりしてということであったんですが、例年より1,000万円ほど増えているかなと思うんですけど、この値上がりの理由はどのようなようになったのか、その値上がりの理由を一度聞かせてほしいのと、このようにたばこ税が8,000万という大きな財源でございます。このたばこの売店先というんですか、店屋さんのいつもたばこを10箱入れる袋ですな、3年ほど前はかなりこしらえてもらっているんで、まだあるのかなと思うんですけど、できるだけたばこ店より請求されるまでに袋を渡していただきたい。

それと次に18ページの住民情報システムリース料995万2,000円の減額になった理由を1点回答願います。

次に21ページのこれは関連しているかもわかりませんが、工事管理業務委託料、これは余り聞いたことがないので会社名を聞きたいのと、もう1点は土砂採取跡地整備工事ですが、1億658万円の減額ですけど、この減額についての理由をお願いしたい。

それと次に22ページの岬海岸番川線道路改良工事、これ690万6,000円の減額ですけど、この理由を1点お願いしたいのと、まだ事業がどういうふうになっているのかわかりませんが、待避所ができれば多いほうがいいと思いますので、もしこの600万円の減額でお金が余っていると言ったら何ですが、あれば待避所に使っていただきたいと思うので、その点について答弁を願います。

次は24ページの財政調整基金積立金2億563万6,000円、この財源についてはどこから出てきたのか、その財源について1点回答願います。この点よろしくご回答願います。

○田島乾正議長 白井財政改革部長。5点ありますから。

○白井財政改革部長 私のほうから、たばこ税の増額の理由並びに財政調整基金積立金の原資とい

うんですか、財源につきましてご説明させていただきたいと思います。

まずたばこ税につきまして今回2, 260万円を増額計上いたしております。その主な内容といたしましては、ご質問ありましたとおり平成22年の10月の1日からたばこ税が引き上げられまして1, 000本当たり3, 298円が4, 618円、1, 320円の増加となっております。それが一番大きな主な要因でございます。それと22年の10月に値上がりしたことによりまして、まず値上げ前の買いだめの問題、そしてその後しばらく買い控えという形の影響があるのではないかとということで、担当のほうでも相当売上本数については減少が生じる、また禁煙の拡大も見込まれるのではないかとということで低く予算上計上したわけなんですけれども、売上本数については相当思ったより減少がなかったということもありまして、そして先ほど申し上げました税率の引き上げによりまして今回2, 260万円の増額補正となったものでございます。

それと最後の質問でございます財政調整基金、今回2億600万円の積み立ての補正を行っております。この原資につきましては先ほどご説明申し上げましたとおり特別交付税が約1億1, 400万円でございます。特別交付税につきましては震災の影響等がありまして相当被災していない市町村については影響を受けて減少するのではないかとということが懸念されたわけなんですけれども、最終的に被災地につきましては国のほうが特別会計という形で別途処理することになりまして被災していない市町村について影響を受けない措置が引き続き決定されましたので、こういうような形で予算上増収になったと、それと大阪府からの改革等によります評価がされました市町村振興補助金3, 080万円、それと改革プランによります財政効果額、それはすなわち今回の不用額等にもあらわれておりますけれども、それらを原資といたしまして今回財政調整基金として将来の財政運営に資するために2億500万円か600万円程度を今回積み立てを予定しているところでございます。

○田島乾正議長 末原都市整備部長。

○末原都市整備部長 それでは私のほうからは21ページの工事管理業務委託の減額の理由でございます。もともと工事管理につきましては、業務概要といたしまして水道の遠方監視制御装置の改修工事をメーカーとか業者の方に重点管理をしてもらおうということで予算額であります110万円を計上いたしました。しかし遠方監視装置のことについて町の職員がメーカーと同じような聞き取り、また専門書の勉強をして、かなり知識を得ることができましたので発注を全額見送ったものでございます。

続きまして21ページの土砂採取跡地の減額理由でございます。この予算につきましては大阪府の予算というのは企業の進出に合わせて整備を進めることになっておりました。しかしながら

自然エネルギーの全量買い取り制度の国の確定が遅れたことから企業進出が当初の見込みよりかなり遅れました。そのため大阪府において関連する道路整備が24年度に繰り越すことになりました。したがって町のほうでも24年度に事業予算を計上しております。我々としてはできるだけこの工事をやりたいということで工事期間の調整を行っていたのですが、なかなか時間のいとまができませんでしたので今回減額となりました。

それと岬海岸番川線の改修工事の落札減の件でございますけれども、この工事を即流用して来年の待避所に使うというのではなく、24年度の計画に待避所6カ所今のところ予定しております。そのための予算は24年度で計上しておりますのでよろしくご理解願います。

○田島乾正議長 部長、管理会社名、質問していましたが。

○末原都市整備部長 管理会社名は、先ほど言いましたように全額町のほうでやりましたので委託はしておりません。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 私のほうからは18ページの14使用料及び賃借料、住民情報システム委託料995万2,000円減額について説明させていただきます。当初の計画の変更によって経済的な効果を考慮して、住民情報システムのサーバー方式をクラウド方式に変更することにより減額を図れることになったものです。

それでサーバー方式とクラウド方式、これはわかりにくいと思いますのでちょっと簡単に説明させていただきます。サーバー方式といいますのは庁内の電算室のほうにサーバーを設置する方法でございます。クラウド方式というのは委託業者の管理センターのサーバーのほうを利用するという方式でございます。当初、予算要求時には岬町の電算室にサーバーを置く方式で予算を確保しておりましたが、昨年の東日本大震災時に被災されました役所では住民情報データなどの復旧に多くの時間と経費がかかったと聞き及んでいます。そのような状況を考慮し、岬町としては委託会社の電算センターにおいて住民情報サーバーを利用することにより、岬町が被災してもデータを守る方法をクラウド方式に変更することといたしました。そのことによって岬町にサーバーを設置する必要がなくなりましたので、そのなくなった部分で995万2,000円を減額したものでございます。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この21ページの土木のところですけれど、最終は工事が遅れてとか言っていますが、一応府の工事は24年度までとなっていると思うんですが、全工事は24年度中にこうして遅れてきたらできるものかどうか、24年度中にできますか。その回答1点と、もう1点は岬

番川線、今年度分は当初予算で取っていると言っていますが、私は待避所が多いほうがいいのかと思うので6カ所あったら10カ所あったほうがいいのかと思いますので、1カ所でも増えたらと思っておるんですが、6カ所で大丈夫ですか。その点だけお願いします。

○田島乾正議長 末原都市整備部長。

○末原都市整備部長 土砂採取跡地の残工事ですが、23年度分を24年度ですべて工事完了させる予定で進めております。それと待避所の数は私6カ所と言いましたけれども、確かに待避所の待避場所については多くがいいんですけども、そこについては自然海浜の影響もありまして、自然海浜についてはなかなか出せない影響もあります。また山については非常に急峻な状況になっておりますので、我々現地を精査した結果6カ所となっておりますが、最終また確認したいと思っております。

○田島乾正議長 それでは奥野 学君。

○奥野 学議員 1点だけお聞きしたいと思います。16ページの雑入の産業振興課の中の門前上橋かけかえ事業負担金100万円とありますけれども、これは負担金、どちらからの負担金なのか、今回、池谷川の2カ所橋の工事をやったと思うんですが、1カ所だけの負担金ということなのか、場所も多分オークワのところから抜けたところだと思うんですが、場所も説明をお願いします。

○田島乾正議長 末原都市整備部長。

○末原都市整備部長 16ページの門前上橋かけかえ事業負担金の出どころですね。これは南池土地改良区から上橋の部分の負担金ということで100万円が納入されております。したがってその分が計上される。理由につきましては過去にあのあたりも南池の土地改良区から水が流れて田んぼとか畑をやっていたところがあるということで、その部分については我々としても一部協議した結果、負担をいただけるということになりましたので、それを計上させていただきました。

○田島乾正議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 ちょっと今の説明はわかりにくかったんですが、その橋の上のところの橋だけが今回かさ上げしましたよね。それに伴って橋を上げたという、それで建てかえたのですか、これは。

○田島乾正議長 末原都市整備部長。

○末原都市整備部長 少し説明が不足しておりました。門前橋のかけかえについては町道にかかる分2カ所をやっております。下流側については、そこに南池の土地改良区に係る受益地というの

がないということで、そちらについては充当せずに門前の上橋のほう、上流側についてはそういう経緯があるということも、土地改良区の方が理解していただいて100万円を入れていただいたという状況です。2カ所ありましたが、充当先は上橋に限ってということになっております。

○田島乾正議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 近くに田んぼがあるということで協力ももらったということですか。わかりました。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 22ページの道路橋梁費、このうちの3番の橋梁維持費とあるんですけども、先日ちょっと調べていただきましたら町の橋として約105橋ほどあると。そのうち大きいもの10メートル以上のものが24、5件あるということを知っています。それも50年以上経過したのが約10橋ほどあると聞いてるんですけども、ここにあります橋梁点検委託料とかありますけれども、こういう町の橋、どのようなチェックの方法で管理されているのか、その辺と、こういう今の町の橋梁の調査費としてこれだけの金額が要るのかどうか、そのあたりをわかる範囲で教えてください。

○田島乾正議長 末原都市整備部長。

○末原都市整備部長 22ページの道路橋梁点検費についてでございます。もともと予算額といたしましては267万7,000円がございました。その内容は我々としては15メートル以上の橋、長い橋ですね、これについて16カ所ということで申請しておりましたが、内示額の減少によりまして11橋を点検するということになりました。その結果、落札差金も生じたためにこのような減額になった状況でございます。業務はですね橋梁の点検専門業者がでございます。設計とか点検についてはいろんな業者があるんですけども、橋梁を主に点検しているという業者に依頼して、コンクリート強度とか過去の資料を精査して、この橋梁の耐震性、耐用性について点検するということでございます。

○鍛冶末雄議員 これは毎年チェックをされているんですか。それだけ教えてください。

○末原都市整備部長 目視の点検というのは我々職員でやっているんですけども、財政的に非常に厳しい点がございますので、こういう補助金をいただいて点検。大きなものについては今回の3.11の震災もございました。そのようなことからいろんな部分に使えるというような交付金制度もございますので、それを利用させていただいているという状況でございます。

○田島乾正議長 よろしいですか。質疑他にございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 資料と申しますか予算書の14ページの款15府支出金の中で隣保館の運営費補

助金が増額されておりますが、その増額理由を確認しておきたいというのが1点と、先ほど来質問も出ておりますが、町道岬海岸番川線の今後のことについて工事期間を参考までに確認させていただきたいというのが2点目です。それから22ページの一番下のところに既存民間建築物耐震診断等補助金という項目がありまして、これは減額されているわけで予算書と比較しますと全額減額ということになりますので昨年度においては1件も使われなかったということかとお見受けしております。この事業はいい事業だとは思いますが、補助事業の実施概要ですとか、あとは過去3年間程度で結構ですので、予定していた補助件数に対する実績等もこの機会にお聞かせいただきたいと思っております。3点です。

○田島乾正議長 以上3点答弁者、教育委員会事務局理事、一本君。

○一本教育委員会事務局理事 歳入の増額の主な理由につきましてご説明申し上げます。これまで隣保館の施設長が兼務している場合の補助金の基準額は840万1,000円でした。それが今回同一敷地内の兼務で主な業務が隣保館の施設長であれば専任の施設長を配置している施設と同額の補助基準額、この金額が1,007万円ということで適用されることになりました。それに伴いまして約125万円が増額されております。補助率につきましては4分の3となっております。

また緑7丁会の独居高齢者等で主に介護認定を受けていない方や身寄りのない高齢者を対象としました巡回見守り事業に対する支出予算の38万4,000円に対しまして当初18万9,000円の補助金を予定しておりましたが、これよりもより有利な100%補助の大阪府地域福祉子育て支援交付金における高齢者分野を活用したことによりまして隣保館運営補助金からは18万9,000円が減額されております。これの差し引きが主な要因となっております。

○田島乾正議長 末原都市整備部長。

○末原都市整備部長 まず14ページに関連して、番川線の次年度の発注予定ですけれども、発注は9月を予定しております。実際的には工事期間としたら10月から3月末ぐらいの工期で発注を予定しております。それと22ページの既存民間建築物耐震診断の補助なんですけれども、今年度当初予算178万円すべて全額申し込みがなかったので落としております。過去の状況なんですけど、22年、21年はゼロ、20年は1件、19年2件と、そのような状況でございます。内容につきましては、木造の構造物もございます。コンクリート構造物もございます。それを建築士のほうが過去の設計図面並びに現地調査を行って、柱の状況また経年変化等を考慮して弱い部分を見つけて改善の方向を指示すると、そのような内容でございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

- 中原 晶議員 最後にお答えいただいた耐震診断の問題ですが、これは1件当たりの補助額の金額はお幾らでしたでしょうか。
- 田島乾正議長 末原都市整備部長。
- 末原都市整備部長 具体的な金額はちょっと、平均しますと木造とか鉄骨いろいろございますが、大体5万円程度、これについては国費補助また府費補助の裏補助がございます。
- 田島乾正議長 中原 晶君。
- 中原 晶議員 今のお答えですと上限とかそういうことは設けていないということですかね。となりますと診断にかかった金額全額補助していただけるという制度じゃないですね。ちょっと制度の中身が、私の質問の趣旨としては、この事業が決して悪いものではないので、より多くの方に利用していただくということが安全を守るという点で非常に大事だと思っているんですね。いい事業なのにどうしてこんなに利用者が少ないのかなというところに疑問を持ちまして、ぜひ利用をふやしていただきたいというふうに感じているわけですね。もちろん実施されている側も当然そういうふうにお考えだと思うんです。どうすればこの事業の利用者がふえるのかということを考えているわけなんですね。PRが足りないということであるのか、それとも制度上利用しづらいという制度になっているのか、どういった点が利用が広がらない要因になっているのかということで、ぜひともこれを広げるように促進する何か手だてを打っていただきたいということから質問しているんですね。ですのでさっきの話を聞きますと全額耐震診断にかかる費用が出していただけるというようなものなのかなというふうに感じたので事業の内容と言いますか、実際に利用したらどういう補助が受けられるのかとか、どうしたらこの利用が進むのかといった視点からお答えいただけるとありがたいと思います。私この質問3回目なんでよくわかるようにお答えいただきたいと思います。
- 田島乾正議長 末原都市整備部長。事業の趣旨説明を。
- 末原都市整備部長 事業につきましては、既存住宅を震災の影響がありましたので、診断をしてその後改修していくまでが大きな問題になってきますので、我々診断の話をしますと改修の費用というのが非常に高いと、そこまでいけないんで我々アピールはしますけれども、なかなかどうせ見てもらったところで改修できないというのが1点、それとあと昭和56年以前に建てた建物については非常に古いものになりますので対象となっております。我々その制度自身がすべてが対象になって、また個人の財産ですけれども、その個人の財産を人命を守るという立場からもっと補助金をつけていただきたいということはあるんですけれども、実際に改修になりますと個人の持ち出しが非常に大きいと、そういう問題もありまして、それと対象外があると、その2点が

大きな要因で今回この診断のほうが大きく広がっていかないのではないかと考えております。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで討論を終わります。

これより議案第32号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町一般会計補正予算（第6次））を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第32号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○田島乾正議長 日程2、議案第33号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程2、議案第33号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次））につきましてご説明いたします。

平成23年度岬町国民健康保険特別会計決算見込みにおいて不用額の発生に伴う補正予算を調製し議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月30日付をもって専決処分したものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ479万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,309万4,000円とするものでございます。2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず歳入の概要につきましてご説明いたします。なお詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。国民健康保険料につきましては本予算の財源を調整するため479万8,000円を減額計上いたしております。

次に歳出予算の概要についてご説明いたします。なお詳細につきましては5ページに記載いた

しておりますので、あわせてご参照願います。まず総務費につきましては207万5,000円を減額計上いたしております。減額の内容といたしましては徴収率の向上を目的に臨時職員の配置を予定いたしておりましたが、人事部局の業務内容の精査において行革推進課との徴収体制と連携し徴税吏員証を携帯した本格的な業務に従事させる必要があるという判断から一般会計で任期付職員を確保したことにより減額計上するものでございます。

次に共同事業拠出金につきましては拠出先である国保連合会において当該事業に対する事務費の全額に対し国庫補助金が交付されたことに伴い町の負担が不要となったため事務費に係る拠出金1万4,000円を減額計上いたしております。

続きまして保健事業費につきましては270万9,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては訪問指導を実施する保健師等の人材の確保ができなかったことにより賃金不足が生じたため減額計上するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま説明のありました保健事業にかかわる問題で訪問指導の人材の確保ができなかったということでありまして、これは今お聞きしたことから類推しますと訪問指導の事業そのものがなされなかったということに受けとめていいのか、もしそうであるならば本来何か目標と言いますか目的があって事業の設計をされるわけですけども、それができなかった場合はやはりそれにかわる補完的な何かを実施する必要があったりするのかなと思うんですけど、そのあたりについてはどのように対応されたのか、結果的にできなかったらできなかったで結構ですけど、どのように対応されたのかお聞きしたいと思います。

○田島乾正議長 古橋しあわせ創造部長。

○古橋しあわせ創造部長 国民健康保険では生活習慣病でありますとか、また多受診あるいは頻回受診等の抑制のために訪問指導を実施いたしております。現在1名の看護師を非常勤いわゆる臨時職員として雇用してその事業を推進しておるわけですが、もう1名保健師等を確保してさらなる充実を図っていこうということで予算化させていただきましたが、先ほど申し上げましたとおり人材の確保が困難であったために減額計上したわけでございます。この保健指導につきましては、その臨時職員だけではなく今保健センターにおります保健師ともどもの力もかりまして訪問指導を推進しているところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今ご説明いただきまして、もう一人人材を確保してさらに充実したかったということでありました。それからその補完については従前からおられる職員の皆さんでもう1名確保して事業ができるほどまでには達しないでしょうけれども、努力されておられるということが確認されましたので、それはいたし方ない結果かなと受けとめますけれども、国民健康保険については先ほど言われた生活習慣病、多受診等課題はさまざまありますが、健康診断の受診率の向上等非常に大きな課題を引き続き抱えておられるところでありますので、努力されているところですので、それには敬意を払いたいと思いますし、今後一層の努力をあわせてお願いしておきたいと思います。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで討論を終わります。

これより議案第33号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次））を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 満場一致であります。よって議案第33号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○田島乾正議長 日程3、議案第34号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程3、議案第34号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））の件につきましてご説明いたします。

平成23年度岬町下水道事業特別会計決算見込みにおきまして不用額及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月3

0日付で専決処分させていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,481万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,775万9,000円とするものでございます。2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず歳入予算につきましてご説明いたします。なお詳細につきましては5ページから7ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。繰入金につきましては下水道事業特別会計の財源調整により一般会計繰入金490万2,000円を減額計上いたしております。

次に町債につきましては地方債借入額の決定に伴い2,700万円を減額計上いたしております。内容といたしましては流域下水道債190万円、公共下水道事業債2,510万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に国庫支出金につきましては交付決定に伴い270万円を減額計上いたしております。

次に諸収入につきましては受益者負担金に係る延滞金の増額に伴い7万4,000円を増額計上するものでございます。

次に使用料及び手数料につきましては収入見込みにより下水道使用料608万1,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては現年度分403万3,000円、滞納繰越分204万8,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に分担金及び負担金につきましては収入見込みにより受益者負担金579万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては現年度分492万円、滞納繰越分87万1,000円をそれぞれ増額計上するものです。

次に歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお詳細につきましては5ページ及び8ページから9ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては166万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては使用料等徴収事務委託料の確定により委託料53万3,000円、負担金の決定に伴い大阪府流域下水道事業維持管理負担金112万7,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に事業費につきましては3,201万6,000円を減額計上いたしております。まず流域下水道事業費といたしまして負担金の決定に伴い流域下水道事業負担金195万8,000円の減額、公共下水道事業費といたしまして交付決定に伴う事業費の確定及び落札減額により設計業務委託料378万4,000円、公共下水道工事1,891万8,000円並びに工事支障物件移設補償費735万6,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に公債費につきましては114万2,000円を減額計上いたしております。内容といたし

ましては不用額調整により一時借入金利子114万2,000円を減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。第2表地方債補正をごらんください。地方債借入額の決定に伴い下水道事業の起債限度額1億4,340万円を1億1,640万円に変更を行うものでございます。以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 8ページの歳出のところでも今部長が説明をしてくれたんだけど詳細に聞きたいんですが、112万7,000円の減額ですけど、これ大阪府流域下水道事業維持管理負担金112万7,000円と言いましたが、理由はあるわけですか、百何万負担金減るということはどういう理由であったのか、その点回答願います。

○田島乾正議長 末原都市整備部長。

○末原都市整備部長 8ページの大阪府流域下水道維持管理負担金の減額でございます。予算といたしましては4,826万5,000円がございました。そこにつきましては負担区分といたしまして落札差金が生じたということ聞いております。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 先にそういうのを言っといてもらったら質問せんでよかったんですけど、やっぱりちょっと説明不足と違いますか。

○田島乾正議長 担当のほうは簡潔明瞭に説明も大事ですけども、先ほど和田勝弘君からの苦言がありましたので、他の理事者におかれましてもひとつ答弁のほうをご注意願いたいと思います。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで討論終わります。

これより議案第34号、専決処分の承認を求める件(平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第3次))を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 満場一致であります。よって議案第34号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○田島乾正議長 日程4、議案第35号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程4、議案第35号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次））の件につきましてご説明いたします。

平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算見込みにおきまして不用額及び排水処理施設使用料の収入見込み等に係る補正予算を調製し議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月30日付で専決処分をさせていただきましたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ911万2,000円とするものでございます。2ページをご参照願います。第1表歳入歳出補正予算をごらんください。まず歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては3ページ、4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。繰入金につきましては、漁業集落排水事業特別会計の財源調整により、一般会計繰入金102万2,000円を減額計上いたしております。次に使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより排水処理施設使用料、現年度分22万7,000円を減額計上いたしております。

次に歳出予算につきましてご説明いたします。2ページの下欄をご参照願います。なお、詳細につきましては、3ページ並びに4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては124万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、事業費の確定に伴う修繕料54万円、処理施設汚泥搬出業務委託料38万9,000円、補助金の決定に伴い排水設備改造補助金32万円をそれぞれ減額計上するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これにて討論終わります。

これより議案第35号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次））を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 満場一致であります。よって議案第35号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○田島乾正議長 日程5、議案第36号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程5、議案第36号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次））につきましてご説明いたします。

平成23年度深日財産区特別会計決算見込みにおきまして不用額の発生に伴う補正予算を調製し議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月30日付で専決処分したものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ518万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,548万3,000円とするものでございます。歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。深日地区内の門前橋、門前上橋架替え事業に必要な経費を深日財産区特別会計からの繰出金を財源に一般会計で実施したところですが、本事業に係る不用額の発生及び深日南池土地改良区からの負担金の充当に伴い本特別会計に係る予算の調整を行うものでございます。

歳入予算といたしまして深日地区財産区基金繰入金518万8,000円を、歳出予算につきましては一般会計繰出金518万8,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 これで討論終わります。

これより議案第36号、専決処分の承認を求める件（平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次））を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 満場一致であります。よって議案第36号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○田島乾正議長 日程6、議案第37号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程6、議案第37号、専決処分の承認を求める件（平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次））につきましてご説明いたします。

平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算見込みにおいて生じた歳入不足額を平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入により補てんするための前年度繰上充用金に係る補正予算を調製し議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため地方自治法第179条第1項の規定により平成24年5月31日付で専決処分したものであります。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ814万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,082万円とするものでございま

す。歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。歳入予算につきましては、諸収入として貸付元利収入814万1,000円を、歳出予算につきましては、前年度繰上充用金814万1,000円をそれぞれ計上いたしております。以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。

これより議案第37号、専決処分の承認を求める件(平成24年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1次))を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 満場一致であります。よって議案第37号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○田島乾正議長 日程7、議員提出議案第1号、岬町議会委員会条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。議会議員、中原 晶君。

○中原 晶議員 議員提出議案第1号、岬町議会委員会条例の一部を改正する件を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、私、中原 晶。賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員 辻下 正純

〃 反保多喜男

〃 和田 勝弘
〃 奥野 学
〃 竹内 邦博
〃 小川日出夫
〃 竹原 伸晃
〃 豊国 秀行
〃 鍛冶 末雄
〃 道工 晴久
〃 出口 実
〃 川端 啓子

以上であります。

提案理由は、岬町事務分掌条例（昭和56年岬町条例第4号）の一部改正に伴い本条例に所要の改正を行うものであります。

岬町議会委員会条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

裏面をご参照願います。岬町議会委員会条例（昭和62年岬町条例第13号）の一部を次のように改正する。第2条第1項第1号中、総務企画部を総務部に改める。なお、附則としまして、この条例は平成24年公布の日から施行することとしております。参考までに新旧対照表をつけておりますのでご参照ください。以上であります。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしく願いいたします。

○田島乾正議長 これをもって趣旨説明を終わります。

本件について質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 討論なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町議会委員会条例の一部を改正する件を起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○田島乾正議長 満場一致であります。よって議員提出議案第1号は、原案のとおり可決すること

に決定しました。

○田島乾正議長 日程8、議案第38号、平成24年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程8、議案第38号、平成24年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件につきまして概要を説明いたします。

最近の厳しい経済情勢を受け、本町の財政は引き続き厳しい状況にあることから、今回の補正予算につきましては緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。それでは議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,875万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,475万7,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては5ページ、6ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず分担金及び負担金といたしまして、行政区域外保育の実施に伴う児童福祉法第56条による負担金52万3,000円を計上いたしております。国庫支出金につきましても、同様に行政区域外保育の実施に伴う保育所運営費国庫負担金68万2,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては1,969万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、現下の厳しい雇用情勢に対して就業の機会を創出し、人材育成を行うための緊急雇用創出事業交付金1,502万円、現在、介護保険制度でのサービスを受けていないものの、今後要介護状態になる恐れが高いと思われる方々に支援の強化を図るための地域福祉・子育て支援交付金347万4,000円となっております。

繰入金につきましては、本補正予算の編成に際して必要な財源を賄うための財政調整基金繰入金575万3,000円、多奈川財産区特別会計繰入金210万円、合計で785万3,000円を計上いたしております。なお、多奈川財産区特別会計繰入金の歳出予算での充当事業の内訳といたしましては、多奈川西地区の浸水災害対策用ポンプ格納庫設置工事費130万円、児童遊園フェンス修繕料80万円となっております。

次に歳出予算の概要につきまして説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細に

つきましては、7ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては1,518万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、緊急雇用創出事業交付金を活用して本庁舎内に保存されている書庫内の文書の整理、異動、廃棄を行うための書庫整理事業委託料1,502万円、児童手当法の一部改正に伴い子ども手当から児童手当の変更により生じる人事給与システム修正委託料16万8,000円となっております。

民生費につきましては793万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、地域福祉・子育て支援交付金を活用して、今後、要介護状態となるおそれが高いと思われる方の状況を把握し支援につなげていく地域高齢者の状況把握強化事業に係る経費347万4,000円を老人福祉費に、また近隣市町と連携することで子育て世帯の就労を促進し保育サービスの充実を図るための行政区域外保育実施委託料189万円などを児童福祉施設費に計上いたしております。

土木費につきましては、多奈川財産区特別会計繰入金を活用して多奈川西地区における浸水災害対策用ポンプ格納庫設置工事費130万円、下水道事業特別会計繰出金237万3,000円、合計367万3,000円を計上いたしております。

教育費につきましては196万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、多奈川小学校の電話交換機の老朽化による取りかえ経費53万円、岬中学校のグラウンド防球ネットの破損箇所の張り替え補修工事費110万8,000円となっております。

以上が補正予算の概要でございます。なお、本件は総務文教、事業、厚生各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教、厚生、事業各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。竹内邦博君。

○竹内邦博議員 すみません、私は総務文教委員に属しておりませんので、7ページの歳出の一般管理費の中の総務課の書庫ですかね、整理業務委託1,502万、これはどういうふうなことをするのかだけ教えてください。

○田島乾正議長 白井総務部長。

○白井総務部長 ご質問いただきました書庫等の整理につきましては、緊急雇用創出事業交付金を活用いたしまして、庁舎内に保存されている書庫、地下の書庫等にありますが公文書の整理、異動、廃棄を行うための業務を民間委託するものでございます。皆さんご存じのとおり、地下の書庫につきましては、相当整理についてはできておりませんで、足の踏み場もない状況になっております。特に公文書につきましては、保存区分、文書の種類等、文書管理規則に沿った形の整理が行われていないことが要因でございます。これを放置いたしますと、情報公開等いろんな業務に支障が出てまいりますので、この緊急雇用創出事業交付金を活用いたしまして書庫内の整理を行いたいという形で、今回補正予算化させていただいたものでございます。

○竹内邦博議員 ありがとうございます。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程9、議案第39号、平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程9、議案第39号、平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、平成10年に淡輪8区に設置したナンバー6、マンホールポンプ場の1号ポンプが本年2月に故障し交互運転ができない状況になりました。早急に故障箇所を部品を取りかえ修繕をいたしたく増額補正するものでございます。予算書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,580万2,000円とするものでございます。

まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、3ページと4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。繰入金といたしまして、先ほど説明しましたポンプ故障箇所の部品を取りかえ修繕を行うことによる財源調整により一般会計繰入金237万3,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、3ページと4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。総務費につきましては、歳入と同様にポンプ故障箇所の部品を取りかえ修繕を行うことにより修繕料237万3,000円を増額計上いたしております。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程10、議案第40号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程10、議案第40号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして概要を説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,573万6,000円とするものでございます。歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入予算につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金210万円を計上し、歳出予算につきましては、一般会計に繰出金として210万円を計上するものでございます。

なお、一般会計繰出金での対象事業としては、多奈川西地区における浸水災害対策用ポンプ格納庫設置工事費に130万円、児童遊園フェンス修繕料80万円を予定いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程11、議案第41号、泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程11、議案第41号、泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に

関する規約の変更に関する協議の件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、外国人登録法の廃止等に伴い泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に関する規約を変更するに当たり、泉佐野市と協議することについて地方自治法第252条の14第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容についてご説明させていただきます。裏面をお開きください。あわせて別紙の新旧対照表もご参照ください。

第4条につきましては、負担割合について規定いたしており、負担の割合のうち人口割につきましては、住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口を基礎といたしております。外国人登録法が7月9日をもって廃止され、外国人も日本人と同様に住民基本台帳の適用対象に加えられることから条中の「及び外国人登録人口」を削るものでございます。

次に第6条につきましては、地方自治法の改正により条項ずれが生じていることに伴い改正するものでございます。なお、附則といたしまして、施行期日は平成24年7月9日から施行するものとし、変更後の第4条の規定は、平成25年度以降の年度分の負担割合について適用し、平成24年度分までの負担割合については従前の例によるものとする経過措置を設けております。

以上が泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件の概要でございます。なお、本件につきましては厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程12、議案第42号、阪南岬消防組合規約の変更に関する協議の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室危機管理監、谷下泰久君。

○谷下まちづくり戦略室危機管理監 日程12、議案第42号、阪南岬消防組合規約の変更に関する協議の件についてご説明させていただきます。

阪南岬消防組合規約を別紙のとおり変更することについて地方自治法第286条第1項の規定により阪南市と協議するにつき同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしまして、外国人登録法の廃止及び大阪府からの権限移譲に伴い本規約を変更することについて阪南市と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

まず今回の規約変更の概要につきまして説明させていただきます。阪南岬消防規約において共同処理する消防事務を規定しているところですが、平成25年3月1日に大阪府より火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス、いわゆる保安三法に関する事務を権限移譲により当消防組合において共同処理する旨、定めるものでございます。

また阪南市と岬町のそれぞれの負担金の算出基礎となっています人口割と均等割のうち、人口割を基本とする人口は住民基本台帳の登録人口及び外国人登録人口によるとしていますが、平成21年7月15日に改正入管法が公布され、外国人登録法の廃止が平成24年7月9日に施行されると同時に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象者となることから、同規約の規定整備を行うものでございます。

それでは改正内容につきまして説明申し上げます。議案書の2面並びに新旧対照表をあわせてご参照願います。まず第3条は、共同処理する事務について規定しております。改正内容につきましては、大阪府からの権限移譲のため、第3条第3号として大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）の定めるところにより関係市町が処理することとされた事務のうち火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに係る事務を加えるものでございます。

次に第16条は経費について規定しております。改正内容につきましては、外国人登録法の廃止のため第16条第3項中、外国人登録人口の表記を削るものでございます。

附則におきまして施行期日を、この規約は平成24年7月9日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。経過措置につきましては、この規約の変更後

の阪南岬消防組規約第16条第3項の規定は、平成25年度分以後の関係市町村の負担金の額の算定について適用し、平成24年度分までの関係市町村の負担金の額の算定については、なお従前の例による。以上が阪南岬消防組規約の変更に係る協議の件についての内容でございます。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております阪南岬消防組規約の変更に関する協議の件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程13、議案第43号、岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程13、議案第43号、岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、企業立地の促進を図るため本条例を制定するものでございます。まずこの条例を制定しようとする背景と目的でございますが、工場立地法の規定によりまして一定の規模以上の特定工場につきましては、工場敷地面積の20%以上の緑地と25%以上の環境

施設を確保することが義務づけられておりますが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、基本計画を策定し当該計画について国の同意が得られた場合は、条例の制定により緑地面積率等の緩和をすることが可能となります。

本年2月29日に本町の基本計画について国の同意が得られたことから、企業誘致を進めるため基本計画で定める重点的に企業立地を図る区域について工場立地法の特例措置として緑地面積の割合等を緩和する条例を定めるものでございます。なお、本条例の制定に当たり4月9日から5月7日までの期間パブリックコメントを実施いたしました。本条例案に対してご意見等は寄せられておりません。

それでは条例の内容を説明させていただきます。議案書の裏面をご参照ください。第1条につきましては条例制定の趣旨でございます。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則にかえて適用すべき準則を定めるものでございます。

第2条につきましては、条例中の用語の意義でございます。この条例における用語の意義は、工場立地法の規定の例によるものとしたしております。

第3条でございますが、適用区域及び緑地等の面積の割合を規定しております。この条例を適用します区域につきましては、基本計画において定めております重点的に企業立地を図るべき区域である岬町多奈川臨海地区と岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーンといたしております。また、緑地面積の割合につきましては100分の10以上、環境施設面積につきましては100分の15以上と率を定めております。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上が本条例の概要でございます。

本件につきましては事業委員会への付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程14、議案第44号、岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 日程14、議案第44号、岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を制定する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、企業立地の促進を図るため本条例を制定するものでございます。まず、この条例を制定しようとする背景と目的でございますが、企業立地を促進し地域の活性化を図るため企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画の策定を行い本年2月29日に国の同意を得ました。基本計画の策定に伴い企業立地促進法等で要件を満たす企業に対する固定資産税の課税免除措置に対して3年間に限り地方交付税の基準財政収入額となるべき額から総務省令で算定される額を控除することができることから、企業誘致を進める優遇措置として固定資産税の課税免除を行うため本条例を定めるものでございます。

それでは条例の内容を説明させていただきます。議案書の裏面をご参照ください。

第1条につきましては、条例制定の趣旨でございます。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、企業立地を促進し産業集積の形成及び活性化を図るため地方税法第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものでございます。

第2条につきましては、課税免除の適用条件を定めたものでございます。課税免除の適用につきましては、企業立地促進法や総務省令によって条件が定められており、基本計画の同意の日か

ら起算して5年以内に設置された対象施設の用に供する家屋もしくは構築物、またはこれらの敷地である土地に対して課す固定資産税について課税年度から3年度分に限り課税を免除することができるものでございます。

第3条につきましては、課税免除の申請時期を定めるもので、当該年度の初日の属する年の1月31日までに申請することを定めております。

次に第4条につきましては、課税免除の決定手続を定めるもので、申請があった場合はその申請内容を審査し、課税免除の可否を決定することを定めております。

次に第5条につきましては、課税免除の取り消し等を定めるもので、課税免除を受けた者が法第15条2項の規定により承認を取り消されたとき、虚偽または不正の行為により課税免除を受けたとき、町税を納期限までに完納しなかったときは、その課税免除を取り消しまたは停止することができることを定めております。

次に第6条につきましては、課税免除の承継を定めるもので、相続、合併等の理由により変更が生じた場合は、対象施設において事業が継続される場合に限り承継者は当該課税免除の承継を受けることができることを定めております。

次に第7条につきましては、報告及び調査事項を定めるもので、必要があると認めるときは課税免除を受けた者に対し報告もしくは関係書類の提出を求め、または当該職員に調査させることができることを定めております。

次に第8条につきましては、委任事項を定めているもので、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを定めております。

次に附則につきましては、第1項で施行期日を定め、この条例は公布の日から施行することとし、第2項で条例の失効として、この条例については基本計画の国の同意の日から5年後の平成29年2月28日限り、その効力を失うことといたしております。ただし、条例の失効前に固定資産税の課税免除を受けた者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後もなおその効力を有することといたしております。

この条例の制定に関連して、企業誘致の優遇措置の重複を避けるため岬町企業誘致に関する条例の一部の改正を行い、この条例の適用を受け固定資産税の課税免除を受ける場合は、その課税免除を施設設置助成金から差し引くものとしたします。また、この条例との企業誘致の整合を図るため岬町企業誘致に関する条例の施行期間を平成25年3月31日から平成29年2月28日に改めることとしたします。以上が本条例の概要でございます。

本件につきましては事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜

りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会へ付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程15、議案第45号、外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程15、議案第45号、外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、新たな在留管理制度が導入され外国人登録法が廃止されることになるため関係条例に所要の改正が生じることから、これらを整理する条例を制定するものでございます。

今般の関係法令の改正によりまして外国人登録法が廃止され、これまで外国人登録法により外国人登録されていた方については住民基本台帳法の適用の対象となります。これらの制度改正に伴い、本町において外国人登録法の引用表記されている3条例について所要の改正が生じることから、これらを整理し改正するものでございます。

条例案の内容についてご説明いたします。議案書をお開きください。また別紙、新旧対照表をご参照願います。まず第1条は、岬町手数料条例の一部を改正するもので、外国人登録法に規定する証明書の交付手数料を規定しております第2条第13号を、外国人登録法の廃止に伴い削除に改めることといたしております。

第2条は、岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものです。岬町の印鑑登録及び証明に関する条例第2条に規定いたしております登録の資格につきましては、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となるため、印鑑登録を受けることができる者を本町の住民基本台帳に記載されている者に改めることとしております。

次に第3条に規定いたしております登録印鑑につきましては、第2項におきまして外国人住民の通称に関する規定を盛り込んだ改正を、また第3項では非漢字圏の外国人住民における片仮名表記での登録について新たに追加するものでございます。

次に第4条では、第1項において「止むを得ない」の文言を漢字表記から平仮名表記に文言修正するものでございます。

第5条では、第3項において外国人登録法の廃止に伴い外国人登録証明書を削るものでございます。また第4項では、外国人住民における通称名での印鑑の登録及び非漢字圏の外国人住民における片仮名表記での登録について新たに追加するものでございます。また第5項におきましては、印鑑登録原票の作成に当たり使用しております記録媒体を磁気テープから磁気ディスクに改めるものでございます。

次に第6条から第10条につきましては、「止むを得ない」の文言を漢字表記から平仮名表記に文言修正いたしております。

次に第11条では、「まっ消」の文言を平仮名表記から漢字表記に文言訂正するとともに、第2項では、登録を職権で抹消するものについて、外国人住民の通称及び氏名の片仮名表記の変更、また外国人住民が住民基本台帳法に規定する在留資格がなくなった場合を加えるものでございます。

次の第13条につきましては「まっ消」の文言修正を行っております。

次に第14条では、記録媒体を磁気テープから磁気ディスクに改めるとともに、印鑑登録証明書に外国人住民にあつては通称及び非漢字圏の外国人住民に係る片仮名表記を記載する旨を規定するものでございます。

次に第16条では、記録媒体を磁気テープから磁気ディスクに改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は24年7月9日から施行するものとし、また経過措置

といたしまして、外国人登録原票に登録された者が受けた印鑑の登録の取り扱いについて、施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人で、施行日において印鑑の登録を受けられない者についての通知を規定いたしておりますとともに、施行日の前日において印鑑の登録を受けている方が施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができるものに係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴い変更が生じた場合は、職権で修正することを規定いたしております。

続きまして第3条につきましては、岬町災害見舞金支給条例の一部を改正するものでございまして、受給要件を規定いたしております第4条第1号中において、外国人登録法に登録されている者から住民基本台帳に登録されている者に改めるものでございます。以上が外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託される予定とお聞きいたしております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程16、議案第46号、岬町手数料条例の一部を改正する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程16、議案第46号、岬町手数料条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、大阪府地方分権推進制度に基づき大阪府知事の権限に属する事務の一部について、本町への事務移譲を行うため本条例に所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、今回大阪府より移譲を受けることになった事務のうち、採石法第33条採取計画の認可及び同法第33条5号1項変更の認可等業務に必要な事務について条例により手数料を定めるものでございます。

最初に採石法第33条についてご説明いたします。採石業者は、採石の採取を行おうとするときは、当該採取に係る採石採取場ごとに採取計画を定め、当該採石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならないことになっておりましたが、平成24年7月1日から事務移譲されることになりました。採石の種類といたしましては、花崗岩、閃緑岩、はんれい岩、かんらん岩などを初め24種類があります。

14ページの条例改正案をごらんください。また、新旧対照表もあわせてごらんください。岬町手数料条例の一部を次のように改正します。第2条中第43号を第45号とし、第42号の次に次の2号を加えます。

第43号は、岩石の採取計画の認可の申請についてでございます。第43号、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づく岩石の採取計画の認可の申請に対する審査1件につき5万2,000円。続きまして第44号は、岩石の採取計画の変更の認可の申請についてでございます。第44号、採石法第33条の5第1項の規定に基づく岩石の採取計画の変更の認可の申請に対する審査1件につき3万3,000円。

附則といたしまして、この条例は平成24年7月1日から施行する。以上が岬町手数料条例の一部を改正する概要でございます。

なお、本件につきましては事業委員会に付託されるとお聞きしております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田島乾正議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町手数料条例の一部を改正する件については、会議規則第3

9条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○田島乾正議長 日程17、議案第47号、岬町多奈川地区財産区管理委員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程17、議案第47号、岬町多奈川地区財産区管理委員の選任について同意を求める件につきましてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、岬町多奈川地区財産区管理委員の欠員に伴い後任者の選任について岬町財産区管理委員会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

後任者は、住所 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1908番地の8、氏名 安田 剛、生年月日 昭和41年5月10日でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第47号、岬町多奈川地区財産区管理委員の選任について同意を求める件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

これより議案第47号、岬町多奈川地区財産区管理委員の選任について同意を求める件を起立により採決します。本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 満場一致であります。よって議案第47号は、これに同意することに決定しました。

○田島乾正議長 日程18、報告第2号、平成23年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件について報告を求めます。

財政改革部長、白井保二君。

○白井財政改革部長 日程18、報告第2号、平成23年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に対してご報告を行うものでございます。

繰越事業としては、海釣り公園整備事業となっております。この事業は本年2月7日開催の臨時会での一般会計補正予算（第4次）におきまして平成24年度に繰り越しして使用することができる繰越明許費を設定したものでございます。海釣り公園整備事業の概要は、展望デッキに休憩施設を整備し、さらなる来場者の増加や施設経営の改善などに資するため、本町がこの事業費の一部を指定管理者に対して補助を行うものでございます。そしてこの補助金3,000万円のうち、翌年度に繰り越す金額は500万円となっております。なお、本事業の財源といたしましては、海釣り公園管理基金繰入金を既収入特定財源として充当するものでございます。

以上が平成23年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。

○田島乾正議長 財政改革部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって平成23年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

○田島乾正議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんについては、委員会付託の審議についてよろしくお願いします。

次の会議は、6月26日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会終了後、全員協議会を開催し、終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうも本日は慎重審議ご苦労さまでした。

(午後0時10分 散会)

以上の記録が本町議会平成24年第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年6月8日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

議 員 竹 内 邦 博

議 員 小 川 日 出 夫